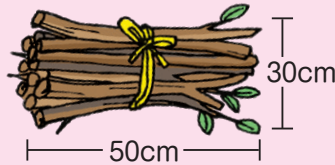


庭木の剪定枝の出し方（指定袋や指定シールは不要です）

無料

① 燃やせるごみの集積所に出す場合（生木・枯れ木ともに収集対象です）

長さ50cm以下、直径30cm以下にして、ひもで束ね「燃やせるごみ」として集積所へ出してください。なお、縛ることができない小枝は、透明か半透明の袋に入れて、袋に「枝木」と書いて「燃やせるごみ」として集積所へ出してください。木の枝1本あたりの直径は、15cm以下にしてください。



② クリーンセンターへ直接搬入する場合（搬入場所等についてはP16参照）

搬入できる大きさは、長さ3m以下、直径20cm以下の生木・枯れ木です。

落ち葉の出し方（指定袋や指定シールは不要です）

無料

① 燃やせるごみの集積所に出す場合

透明か半透明の袋に入れ、その袋に「落ち葉」と書いて集積所へ出してください。

② クリーンセンターへ直接搬入する場合（搬入場所等についてはP16参照）

クリーンセンターへ持ち込む場合も無料で処理することができます。



以下のものは有料ですので、指定袋や指定シールが必要です。

※木の幹や草花、野菜の茎

※囲い等で使用した木・竹、材木やベニヤ板などの資材

有料

生ごみ



生ごみ指定袋
＜容量は3種類＞
15ℓ 10ℓ 5ℓ

市では、生ごみをリサイクルしていますので、燃やせるごみで出さないでください。

有料

食品ロスを
減らしましょう

《集積所への出し方》

十分に水切りをした後、生ごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。

指定袋の販売価格（10枚1組で販売）

容量	販売価格
15ℓ	150円
10ℓ	100円
5ℓ	50円

○生ごみとして出せるもの

台所から出る野菜・果物くず、卵の殻、魚の骨、残飯など。
※水切り用のネットや少量の新聞紙は混ざっても構いません。



×生ごみとして出せないもの

貝殻・カニの殻、とうもろこしの芯・皮、竹の子の皮、骨（豚・牛・鳥）などの発酵しにくいもの、草・花・野菜の茎は「燃やせるごみ」として出してください。



※処理機械の故障原因となるスプーン・フォーク、漬物石などは、生ごみの中に絶対に入れてください。

十分に水切りを
してください!!

生ごみの重さの約8割は水分です。十分に水切りをすると処理量が減少し、処理費用も削減できます。ご家庭では、計画的に食材を買う、作りすぎないなどを意識して、買い物や調理の段階からごみを減らす工夫をお願いします。